

第 4 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年 7 月 5 日

閉 会 中

場所 第2委員会室

第 4 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年7月5日（木曜日）

午前10時00分開議
午前10時41分閉会

本日の会議に付した事件

(1) 与党PTによる新たな救済策について

出席委員（13人）

委員長 西岡勝成
副委員長 前川 收
委員 倉重 剛
委員 児玉文雄
委員 松村 昭
委員 小杉 直
委員 岩中伸司
委員 中原隆博
委員 平野みどり
委員 大西一史
委員 氷室雄一郎
委員 鎌田 聡
委員 吉永和世

欠席委員（1人）

委員 荒木義行

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村田 信一
次長 富永安昭
次長 駒崎 照雄
環境政策課長 坂本 慎一
環境保全課長 古庄 眞喜
水環境課長 林田 源正
水俣病保健課長 谷崎 淳一
水俣病審査課長 田中 彰治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内田 豊
議事課課長補佐 菊住 幸枝

午前10時0分開議

○西岡勝成委員長 それでは、ただいまから第4回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中急遽お集まりをいただきまして、お礼を申し上げます。

審議に入ります前に、前回の委員会の後、6月21日の自民党水俣問題小委員会、22日及び7月3日の与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの会議に、私と前川副委員長が出席をしております。7月3日の会議には、ちょうど潮谷知事も、そして県議会議長も上京されておまして、出席をされております。詳細につきましては執行部から説明をお願いいたしますけれども、概要につきまして私の方から御報告させていただきたいと思っております。

21日、22日は、環境省から実態調査の中間報告がなされた後意見交換が行われ、救済をすべき方がおられるとの認識をいただき、次回の与党PTで救済策の方向性を出すということになりました。

7月3日の与党PTでは、知事と議長も出席をされて、新たな救済策の中間の取りまとめとして、平成7年の救済対象者に準ずる者に、平成7年の水準から減額した額の一時金を給付するということが考えられるとの救済策の考え方と内容が示されたところでございます。

その上で、今後、関係者の意向の把握等を踏まえ、8月末を目途にさらに救済策の具体化を図ることとなりました。

以上、概要を御報告させていただきます。

それでは、議題に入りますけれども、執行部から報告を受けた後質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づき、谷崎水俣病保健課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課の谷崎でございます。

資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。なお、少し長くなりますので、着座のまま御説明させていただくことをお許しいただければと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○西岡勝成委員長 はい。

○谷崎水俣病保健課長 それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

前回の特別委員会以降の主な経緯について、まず御報告いたします。

今、委員長の方からお話がありましたように、6月21日、自民党の水俣問題小委員会、それに引き続きまして、公明党の方でも、公明党水俣病問題小委員会がそれぞれ開催されたところでございます。

その中で、環境省から、実態調査の中間報告が行われまして、おのおのの小委員会として、先ほども委員長の方からお話がありましたように、救済すべき方がおられるとの認識が示されたところでございます。

引き続き、6月22日に、与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム、与党PTと申し上げておりますが、の会議が開催されまして、次回の会議で救済策についての方向性を出すという方針が示されたところでございまして、一昨日の7月3日、その与党PTの会議が開催されまして、水俣病に係る新たな救済策についての中間取りまとめが示されたところでございます。

そこで、その概要につきまして2にお示し

をいたしておりますが、なお、詳細につきましては、当日、与党PTで配付された案のままにお配りをいたしております。既に、これにつきましては、もう案がとれまして、これで決定されておりますけれども、後ほどごらんをいただければと思います。

それでは、2に書いております国における救済策の検討状況から御説明をさせていただきます。

まず、中間取りまとめの概要について、資料のままにここには書いておりますけれども、少しわかりづらい部分につきましては、補足しながら御報告させていただきます。

(1)基本的な考え方でございますけれども、次のようなことが示されております。

まず、平成7年に、政治解決が図られたところですが、これは最終的かつ全面的なものであり、その重みを尊重しなければならないと述べられております。そして、最高裁判決以降、新たに救済を求める人が増加しており、また、このような状況の中で、認定審査会、本県では既にもう2回開催しておりますけれども、鹿児島では救済策の行方を見定めてから再開するというので、その円滑な運営が困難となってきておりまして、もはやその状況は放置できない状況にあること、また、いわゆる公健法に基づく認定基準は堅持しつつも、認定基準を満たさないものの、救済を求める人たちを広く水俣病の被害者として受けとめ、その救済を図っていかなければならないということ、それからさらには、あらゆる関係者の理解を得て、早期の、かつ最終的、全面的解決となる最後の政治救済案を取りまとめるとの考え方で取り組むものであるといったことが示されております。

次に、(2)でございますが、さきに実施いたしました実態調査の評価についても若干触れられております。

サンプル調査の結果、現在、四肢末梢優位の感覚障害がある、これは両手両足の末端に

いくにしたがってより強い感覚障害、これは痛みあるいはさわっていると感じない障害でございますけれども、このような障害があると判定された方は、認定申請者の47.1%、保健手帳所持者の40.7%であったというところでございます。

括弧の中でございますが、このうち、前回の政治解決の平成7年以前、現在から11年以上前に診断されたと回答した方は、認定申請者の44.8%、保健手帳所持者の30.9%であったという御報告がなされております。

次の2ページをお願いいたします。

(3)救済策の考え方と内容についてでございますが、まず、①平成7年の救済策対象者に準ずる者が救済策対象者と考えられると述べられております。

この救済対象者に準ずる者とは、平成7年当時、四肢末梢優位の感覚障害があったことを実証しているのではなく、過去の公的診断書とか民間病院の診断書、あるいは居住歴、家族の状況など、何らかの証明ができる資料から、当時そのような症状であったであろうということを今の時点で間接的に類推できる方ということで位置づけておりまして、平成7年の水準から——これは260万でございますが、減額した額の一時金を給付することが考えられているようでございます。

次に、現在でも四肢末梢優位の感覚障害を有すると公的診断された方については、仮に一時金を給付するとしても、①で対象者となりました平成7年の救済策対象者に準ずる者が含まれる可能性が極めて薄いことから、その方々への一時金の額は少額のものとならざるを得ないという考え方が示されております。

さらに、③として、①と②を基本に、現実、公平な救済策を組み立てられるか具体的に詰めることとするということが示されております。

(4)今後の検討でございますけれども、①今後の取り組みといたしまして、まず1番で

示されておりますが、今後、本中間取りまとめに関し、団体等の関係者の意向の把握、それから関係する予算要求の検討状況、そして、今後引き続き実施する実態調査の内容と結果等を踏まえていく必要があると述べられております。

2として、先ほども委員長のごあいさつの中にもありましたように、8月末をめどに与党PTを開催し、さらに救済策の具体化を図ることとされております。

3として、汚染者負担の原則を踏まえ、これまでの経緯や将来の展望を含め、原因企業の考えを十分に聞いて進める必要があると述べられております。

そして、4番目に、本県も含め、関係自治体にも、立場の相違を踏まえつつ、適切に協力を求めていくということが述べられております。

加えて、②として、島嶼部、これは被害地域にそれぞれ島が幾つかございますけれども、その島嶼部を初め保健福祉重点地域の取り組みの検討ということをごさいますして、地域の保健福祉の向上の見地から、島嶼部等の重点的に保健福祉対策を実施すべき地域において、関係者の要望を踏まえて、適切な措置を検討すると述べられております。

なお、資料にはございませんけれども、チツソ支援につきまして、自民党の方で検討チームをつくって検討するというところを、座長が与党PT後の記者会見で考え方を示されているところでございます。

以上、ポイントとなる部分を中心に御説明をさせていただきました。よろしく願い申し上げます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○鎌田聡委員 今、与党P Tの考え方について説明はいただいたんですけども、まだよくわからない部分も私自身もあります、これに対して、どのように県としては受けとめていくのか。

もちろん、この特別委員会も、95年の救済策を基本にということで国に対して求めてきましたので、この考え方になりますと若干の、その一時金の額の減額という部分が出ていますが、この点についてどう受けとめられたんでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 今、鎌田委員の方からお話がありましたように、昨年5月に、私どもとしては、平成7年並みの救済策をということを要望させていただきました。これは、非常になかなか事態が進まない中で、我々としては、県議会の方にも御理解いただいて、一緒になって要望させていただいたところでございますけれども、今回示された与党P Tの中間取りまとめについてどのように考えるかという委員の御質問でございますが、今回園田座長の方からも記者会見の中でも述べられておりますけれども、与党P Tでは広く救済する道を開くというお考えによるものと聞いておまして、今後、先ほど申し上げましたように、関係者の意向を把握され、具体的な救済策を取りまとめまいるということで御検討いただくものというふうに考えておまして、私どもの方に対しても、先ほど申し上げましたように、それぞれの地方公共団体に対しても協力を求めていくということでございましたので、その役割の中で精いっぱい、具体的な救済策が取りまとめられる形の中で我々としても努めてまいりたいと、今そのように考えているところでございます。

○鎌田聡委員 県としてどう受けとめたのかというのを聞きたかったんですけども、これで満足なんでしょうか、不満なんでしょう

か。

○村田環境生活部長 去年以来、議会の方と執行部といろいろ動かさせていただきました。

今回、中間取りまとめとして出されたわけですが、この過去1年間の動きは、まず一番大きく、実態がわからないということが非常に大きな議論でありました。その実態調査を、4月早々、相当エネルギーにやった結果がさきの自民党小委等々で発表されたわけです。

7割の回答を得たわけですけども、救済すべき方がおられるという認識をまず国の方で持っていただいて、その認識のもとで、今回中間取りまとめの中で救済策に対する方向性をまとめられたというのは、非常に大きな前進ではないかというふうに受けとめております。

したがって、中間という言葉が示されますように、最終の形ではなかったものの、今後の道筋として、座長は、参議院選挙期間中であつてもという表現をとられておりますが、行動しながら、8月をめぐりとして具体策に向けて詰めていくと。

したがって、今回の中に若干具体性に欠ける部分あたりが出ておりますけれども、それは今後の中で、与党P T、環境省、あるいは地元熊本県として、そういう動きの中でやらなければならないことが多々出てきております。非常にそういう意味では、この2カ月が重要な時期ということになりますので、そういったものをにらみながら積極的に動いていく中で最終形を目指していきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 非常にその平成7年のとき以降の部分と、一時金がやっぱり減額されるという、ここは基本線として出ているわけですよ。それ以降、何で——平成7年のときの

政治決着の重たさというのが基本的な考え方に、その重みを尊重するというはありますけれども、その時点ではやっぱりいろいろな——当時、最高裁判決以降、私も被害者団体の方とお話ししましたが、そのときは周知期間の短さだとか、周知の方法だとか、そういったのもあって申し出られなかった、そしてまた周りのいろいろな目といいますか、そういったのもあって、いろいろな状況の中で申し出ができなかった方もいらっしまったという話も伺っています。

そういった中で、やっぱり95年と同様の解決策というのを目指していくべきじゃないかなというふうに思いますが、基本的には、もうこれで受けとめて、これにのっとなって進めていくということなんでしょうか。

○村田環境生活部長 確かに、昨年来、平成7年と同様ということで申し上げてきました。ただ、じゃあその平成7年でなければ、絶対それはもう譲れない、それにもう一歩も後にも先にもないのかという交渉は基本的にできないわけで、そういう意味で同様のという表現が使われておったところではありますが、今回、そういう中で、この出されたものを慎重に読んでいただきますと、決め口の書き方はされておりません。何々と考えられるとかあるいは何々——ちょっと余地を残したような表現がされておりまして。

最終的には、一番私ども重要なポイントと考えておりますのは、関係者の意向の把握だろうと思っております。園田PT座長御自身も、意向の把握というのが大事だというふうに思っておりますので、基本的には、私どもは、被害者の方々一人でも多くあるいは団体の方々の多くのところが、理解、納得をされるということが基本的には一番重要だと思っておりますので、そういう意向の把握の中でそういうものが掌握をされていくのではないかと。

そういう意味でも、今後の動きの中でそう

いった意向把握あたりはなされていくということでございますので、基本的な方向としては、そういうPTなり国の動きと歩調を合わせながら、できるだけ多くの意見集約を図れるような努力をしていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 まあ、意向把握ということもあります。ただ、今、部長の答弁では、やっぱり余地が残っているようなこのまとめということもございましたので、やっぱり押しつけ的にならないようにしないと、またこれがもう最終形——これはもう最終形だと思えますけれども、これでまた混乱を招くような形の最終的な救済策にならないように、十分にやっぱりそういった意向把握は進めていっていただきたい。まあ、今からいろんな団体の反応とか、実際話に行かれて出てくると思われますので、その点十分に気をつけながらやっていただきたいと思えます。

○平野みどり委員 意向把握の部分ですが、患者団体それぞれの皆さんの温度差というのもあります。その中で、ずっと把握していく、県として、第一義的に地元の自治体ですので責任を持ってやっていくというのは当然かもしれませんけれども、与党PTもしくは環境省自体がしっかりと責任を持ってそこにコミットしていく必要は私はあるのかなど。何か県にお任せばかりさせられているという気がするんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 今、委員の方からもお話がありましたように、私どもとしても、県と国、これはもう一体をもって、先ほどお話がありました団体に対する説明、それから、団体の意向の確認ということはやっていきたいと思っております。

○平野みどり委員 やはり永田町、霞ヶ関と地元水俣という距離感もちろんですけれども、実際、かかわっていない、直接的にかかわっていないことでのいろんな判断とか認識の差が非常に出てきているのかなという気がするんですけども、そこら辺をしっかりと国に対しても言っていたきたいなというふうに思います。

○西岡勝成委員長 要望でいいですか。

○平野みどり委員 はい。

○岩中伸司委員 今回の救済策の案から、具体的な言い方、言い回しはほとんどないようなんですけども、私は、大変難しいなというふうに思うのは、もともと出発が、これは関西訴訟の最高裁判決の司法判断とやっぱり行政判断の乖離というのが非常に大きな問題じゃないかと思うんですね。認定基準という意味では。だから、やっぱり今回も、認定基準は堅持をしながら、さらには水俣病の被害者として受けとめながら対応していくという、その出発点が全然違うわけですから、どう理解を示していただくのか。

今おっしゃったように、関係者の意向の把握を今後やっぱり重点的に進めていくということですが、そこがやっぱり被害者の皆さん方に理解を得るような具体的な進め方にならぬと、そもそも司法判断と行政判断が違うところから出発していることをどう解決するのかということですから、いろいろ3日出された以降も、いろんな各紙新聞も取り上げられているんですけども、やっぱり賛否両論、いろいろこれはあるんですね。このことでさらに混乱を招くということにもなりかねないなという心配を私自身がやっぱりするところですけども、その辺についてはどう考えられていますか。これは部長に。

○村田環境生活部長 さまざまな御意見が出されていることは、まだ報道レベルでしか承知しておりませんが、私たち自身も、そういう把握をしていかなければならないと思っておりますし、いろんな御意見が出てくるんだと思います。

司法救済と行政救済のその悩みは、実は平成7年の政治決着のときも同じ問題があったわけでごさいます、そのときの流れの、ある言葉で言うと苦渋の決断をされた、その流れが、平成7年の1万1,000人の方々が、いわゆる行政、政治決着に乗って救済をされたという過去の流れがございます。なおかつ、その後最高裁の判決が出るわけですが、私は、理解としては、公健法の救済と、いわゆる行政、政治救済の、いわゆる言葉で言うなら2階層もしくは2段階のそういう救済システムであろうというふうに理解をいたしております。

そういう中で、今回、いわゆる公健法の52年判断基準に満たないものの救済すべき方がおられるという中で、その方々を救済して何とか政治決着を図ろうという動きについては、それなりの整理がなされているのではないかとこのように私自身は理解をいたしております。

そういう中で、じゃあこのところの全面という救済のとらえ方なんですけれども、司法の道を選ばれる方については、今のところPTの方からは、司法を選ばれている方々の理解、説得も求めたいという強い希望を示しておられます。

ただ、これは今からの話でありますけれども、裁判の道について、我々がその権利を奪うことはできませんので、そこらあたりは今後の展開の中で見きわめていかなければならないし、願わくば、できるだけ早い解決をとりたいという気持ちはございますけれども、それぞれ人の考えでございますので、その違いはどこかの時点で将来出てくる——今も出ておるわ

けで、そういうものをどういうふうに調整ができるのか、ここらあたりも十分見きわめながら、この話がどういうふうに8月末まで、わずかもう2カ月を切っておりますので、どういう形で収れんしていくのか。私、県としては、精いっぱいまとまる方向で動いていきたいというふうに思っております。

○岩中伸司委員 95年の政治決着で解決を見た部分以外の漏れたところの救済、非常に重要で、ある意味では時間ばかりがたつことに対して、やっぱり水俣病被害者の方が、一刻も早く救済を求めているという人が意外と圧倒的に多いんじゃないかという気はするんですね。もちろん、水俣病そのものの責任追及とか、こういうやつは、やっぱりこれはそれぞれにあるとしても、当面そういう水俣病被害者の方々が救済を求めても、これまで網にかからなかったと、認められなかったということを経済を幅広くしていこうということでしょうから、私は、やっぱり95年の解決を基本にするというのは、これは与党PTもそう言われていますし、私たちがそういう考え方でいろんなところに申し上げてきたところですから、そこをやっぱり大事にしながら、本当の意味での話し合いというか、患者さんたち、被害者の方々が納得するような、100%納得いかななくても、具体的に作業するのは、やっぱり私は自治体や県の末端の方々だろうというふうに思うんですね。

ですから、そこら辺にもしっかりと重要性を認識していただいて、やっぱり一刻も早い解決を、被害者の方が理解を示すようなことを提示してほしいなど。一番は、国がそれをやっぱりきちっと8月末に具体的な策として出していくように、県としても積極的にそれは働きかけていただきたいというふうに思います。

○谷崎水俣病保健課長 今、委員の方からあ

りましたように、本当に一刻も早くという思いは、それぞれの団体の皆さん思っていると思います。特に、高齢者を抱えている中で、団体の皆様方の気持ちというのは、非常に一日も早くという思いは強く我々に対しても訴えかけてこられていますので、そこは非常に我々としてもわかっております。

今回の中間取りまとめの中でも、やっぱり関係者の意向の把握をするんだということを明記していただいて、しかも、そういうことを次の取りまとめまでのところでしっかりやっていく、それを国、県であわせてしっかりやってくれということのメッセージもいただいていますので、先生今おっしゃったような形で、我々も精いっぱい、そういう意味での意向の把握ということにも努めてまいりたいし、また、国に対しても、そういったのを伝えてまいりたいという思いを強く持っております。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 今後の検討の中で、一番県に求められているものといえますか、関係自治体にも、立場の相違を踏まえつつという、適切に協力を求めていくという、非常に県の立場としても、重たい、またハードルの高い部分だと思うんですけども、患者団体の中には、最終的な政治決着ではなかろうかというお考えもありまして、簡単にはなかなかいかないのではないかという考え方がございませぬけれども、先ほど部長はちょっとお話をされましたけれども、こういう最後の政治決着と、そういう考え方を持って今回の大枠を受けとめておられる患者団体の方々と交渉というのは、なかなか非常に難しい問題があるのではないかと。

部長も答弁の中で若干先ほどお話をされましたけれども、今後どのように、まあ最大の努力をしていくという言葉がございましたけ

れども、再度改めてこの問題について、どのような姿勢で今後臨んでいかれるのかということをお尋ねしたいと思います。

○村田環境生活部長 今回示された中でも、意向を確認、把握していくわけですが、ハードルの高さは、私自身、もう非常に感じております。しかし、そのハードルをP Tも環境省も越えようということで——私はそういう場面だったろうというふうに思っております。何とか解決に向けて努力しようという園田座長の意気込みがあっただろうと思います。

P Tの場面でもいろんな御意見が出たのは、正副委員長、じかにその場におられましたので実感されていると思いますが、いろんな意見の中でここまでの取りまとめがなされたことに対する一つの評価と、それから、いろんな問題がまだ残っておることの難しさ、ハードルの高さは踏まえながらも、今の時点では、それがもしかなわなかったというふうな形ではなくて、もうやるしかないというふうな思いで精いっぱい努力してみたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 いろいろ委員から意見が出ておりますけれども、その御意見はそれぞれ尊重していかなくちゃならないと思っておりますが、私は、一委員として、この中間報告を吟味させていただいて、これまでの経過をよく検討してみまして、非常に難しい困難なことを、この中間報告といえども、よくまとめてこられたなというふうに高く評価をさせていただきたいと。

あわせて、今後の検討事項についても、議会も県執行部もしっかり協力をしながら、与党P Tがこの8月末に向けての結果を出され

るように協力をしていくべきだというふうに思っておりますので、一応私の意見をお話しときます。

○西岡勝成委員長 答弁はよろしいですか。

○小杉直委員 結構です。

○倉重剛委員 ちょっとつけ足しで。

これは認識をしてずっと持って行ってほしいのは、今、小杉先生がおっしゃったけど、その中で、やっぱり与党P Tの努力は高く評価するということですがけれども、今から県が大変頑張らなきゃいけないんですね。だから、県が同じようなことできょうの評価を受けるんじゃないくて、県は今からの評価を受けるといことになりますね。

したがって、これを受けて、やっぱりこれを基本として次に進んでいただきたいということはあえて申し添えておきたいと思します。よろしく願います。

○大西一史委員 もうそれぞれいろいろ御意見が出ていますところではありますが、この中間取りまとめのことについては、大変な、いろんな与党P Tでも意見が出たと。相当やっぱり前向きな発言だけではなくて、厳しい意見、ネガティブな意見も委員の中から出たという中で、なかなか苦労の上でこういう形になったんだろうというふうに思いますが、やっぱり一番重要なのは、今後の具体的な詰めの部分、ここに私たちは神経をしっかりと集中させていかなければならぬのかなというふうに思っています。

そういう中で、関係者の意向の把握、これをしっかりとやっていくんだということを明記してあるということも先ほどから何度も何度もあっておりますが、今回の中間取りまとめというこの大枠が示されたというような状況の中で、被害者団体なりなんなり、関係団体

の方々からは、まあこれは賛否両論いろいろありますが、非常に検討するに値しないというような、非常に厳しい意見を出している団体も現実にはあるわけであります。

そういうところに対して、本当に関係者の意向の把握といいますけれども、意向をまず聴取することすら拒否されてしまっただけで、本当に何にもならないというふうになるわけですが、その辺に対する——県として、やはり一番前面に立ってやっていかなければならないわけですから、その辺に対しての今の受けとめ方、患者団体それぞれの、被害者団体の反応の温度差に対して、今後どうやって取り組んでいくのかと。

それと、あと具体化に当たっての県としてのやっぱり役割ですね。主体的にどういう役割を担っていこうと、この中間取りまとめ案をもとにどういうふうにご検討されるのかをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○谷崎水俣病保健課長 確かに、私ども、新聞報道で知る限りにおいても、今回の中間取りまとめに対する各団体の反応というのはそれぞれ相違点もございますけれども、私どもとしては、今回の中間取りまとめの背景にあります、園田座長が記者会見の中で述べられました、本当にこれまでの御尽力をいただいたその背景というのをきっちり御説明をし、御理解をしていただくことが、我々としてはまずやるべきことかなという感じはいたしております。その上で、御意見は御意見として承り、それについて国に伝え、また国とも協議してまいりたいということで感じております。

県としての役割ということですが、先ほど岩中委員からもございましたけれども、やっぱり地域のことを我々としては知る立場としてあるいは団体の声を知る立場として、今まで同様な形で役割として、国に対してそう

いったものを率直にお伝えしていくということがまず出てくるかなという感じはしております。その上で、与党PTの方にそういう情報提供をしながら、御審議いただいた結果を、また我々としてそれを受けて動いていくという形になってくるかと思っております。

○大西一史委員 今答弁がありましたけれども、まあ本当に当然というような声がほかの委員の方からも出ておりましたけれども、やっぱり被害者団体の方、いろいろそれぞれ話がありますけれども、結局、必ずしも何かを切り捨てようと思ってこういうことを一生懸命やっているわけじゃないわけであります。だから、やっぱりその辺を、じゃあどう前向きにこの具体案の中に皆さんの納得できるような思いを詰めていくのかというところを理解していただくように、非常に大変なハードルがあると部長もおっしゃっておられましたけれども、そういう認識でおられると思いますけれども、これはいつまでいがみ合っても仕方ないわけでありますから、そこをまず本当にやっぱり腹を割って話ができるぐらいまで急いで作業をしなきゃいけないと思いますが、県としては非常に厳しい状況であろうかと思いますが、最善の努力を尽くしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西岡勝成委員長 要望でいいですね。

○大西一史委員 はい。

○岩中伸司委員 先ほど水俣病の被害者の問題でちょっと質問したんですが、もう一つは、ここの今後の検討の3番目に書いてある汚染者負担の原則で、原因企業の考え方をやっぱり十分に聞いて進めていくというのが大事であるということだというふうに思いますけれども、これは具体的には県がかかわるとい

か、その原因企業との話を進めているのはどこになりますか。

○谷崎水俣病保健課長 これは、これまでどういうふうな動きがあったかというのは私も承知しておりませんが、今後のこととして、与党PTとしてあるいは自民党としてそのあたりを進めていかれる部分であると思いますけれども、先ほども申し上げましたように、チッソの関係につきましては、自民党の中で検討チームをつくって検討していくということは座長の記者会見の中で申されておりますので、そちらの方でまず御検討されるのかなというふうに考えております。

○岩中伸司委員 ちょっと具体的には、まあ国の方で原因企業チッソとの話を進めていくということで理解していいですか。

○谷崎水俣病保健課長 一つは財源問題もございまして、そういったところも踏まえまして、チッソとの今後の折衝ということについては国の方でやっていただけるものというふうにも理解はいたしております。

○岩中伸司委員 チッソも、95年の決着で済んだという基本的な考え方を持っているようですし、前回も私もちょっと質問したんですが、それを乗り越えて理解を求めていくというのは、やっぱり最高裁判決の問題がきちんとバックに出てくるだろうと思うんですね。まあ、県が直接チッソとの話を進めていくということじゃないということですので、これはやっぱりしっかりチッソにも理解を示してもらわなければ、かたくなにそのままでは、チッソ支援の問題も逆にあるわけですから、これは進めていこうということでさっきお聞きしましたが、それはしっかり原因企業の問題は被害者の問題と同じように私は重要な問題だと思いますので、かたくな

に95年にとどまることじゃなくて、やっぱり早目に理解を示して前向きに救済をしていくんだという、企業の側もそういう態度を示すようにしっかり働きかけをしていただきたいなというふうに思います。要望です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。——なければ、これで質疑を終了いたしたいと思います。

議題2、その他何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 ないようでしたら、以上をもちまして本委員会を終了いたしたいと思いますが、最後に、私、委員長の方から申し添えたいと思います。

私も、副委員長ともども、自民党の小委員会並びに与党PTの会議に出席をさせていただきました。先生方の中には、本当にいろいろな異論のある方々もたくさんおられる中で、園田座長、本当にここまで平成7年の政治解決から裁判後のこの問題におきまして、本当に精力的に会議を重ねていただいて、実態調査の中で、何らかの理由で積み残された救済を求めておられる方々に対して、一時金を含めての救済策の大枠をお示しいただきましたので、我々もこのことについて心から感謝を申し上げたいと思います。

何せ熊本県の最重要課題でありますこの水俣病問題が、一日も早く全面解決に向けてひとつ前進しますように、我々委員会としても、またそれぞれの立場で努力を重ねてまいりたいと思います。

8月の末に最終的な案をとということでございますので、今後状況によりましてはお集まりをいただいて協議をいただくこともあろうかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。きょうはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

午前10時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
水俣病対策特別委員会委員長